

小山水処理センター
汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

事業契約書（案）
（変更版）

令和2年9月30日

小山市

**小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業
事業契約書（案）**

- 1 事業名 小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業
- 2 事業目的 上記事業の遂行（業務の概要は約款第6条に定めるとおり）
- 3 事業場所 栃木県小山市塩沢 609 番地
- 4 事業期間 自契約成立日 至令和 26 年 3 月 31 日
- 5 契約金額 金_____円（うち消費税及び地方消費税_____円）
ただし、約款に定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 金_____円
ただし、具体的な納付金額、納付時期、代替納付などの詳細については、約款に定めるところに従うものとする。
- 7 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について、下記の発注者（以下「市」という。）と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、小山市水道事業及び下水道事業会計規程（平成 31 年小山市上下水道事業規程第 16 号）及び小山市財務規則（昭和 45 年小山市規則第 27 号）並びに約款に定めるところに従い、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和____年____月____日

（発注者）

栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号

小山市

下水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 印

（受注者）

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名] 印

小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業
事業契約約款

目 次

第1章 用語の定義	2
第1条 (定義)	2
第2章 総則	5
第2条 (目的及び解釈)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	6
第4条 (事業日程)	6
第5条 (事業場所)	6
第6条 (本事業の概要)	7
第7条 (事業者の資金調達)	7
第8条 (許認可及び届出等)	7
第9条 (市の監査への協力等)	8
第3章 設計業務の実施	8
第10条 (設計業務)	8
第11条 (第三者による実施)	8
第12条 (事前調査等)	9
第13条 (実施設計の完了)	9
第14条 (設計の変更)	10
第15条 (費用等の負担)	11
第4章 建設業務の実施等	11
第1節 建設業務の実施.....	11
第16条 (建設業務の実施)	11
第17条 (第三者による実施)	12
第18条 (施工計画書の作成等)	12
第19条 (工事監理)	12
第20条 (建設業務の実施に伴う近隣対策)	13
第21条 (建設期間中の保険)	14
第22条 (契約保証金)	14
第2節 検査・確認等.....	15
第23条 (建設業務実施に関する説明及び報告)	15
第24条 (総合試運転及び性能試験)	15
第25条 (維持管理・運営業務の遂行体制整備等)	16

第26条	(事業者による完工検査等)	16
第27条	(市による完成検査等)	17
第3節	工期の変更	17
第28条	(建設業務の一時停止)	17
第29条	(工期の変更)	17
第4節	費用等の負担	18
第30条	(費用等の負担)	18
第5節	損害の発生	18
第31条	(第三者に対する損害)	18
第32条	(新規施設への損害)	18
第6節	引渡し	19
第33条	(新規施設の引渡し)	19
第34条	(引渡しの遅延)	19
第35条	(契約不適合責任)	20
第5章	維持管理・運營業務	21
第1節	維持管理・運營業務	21
第36条	(維持管理・運營業務)	21
第37条	(費用負担)	21
第38条	(第三者による実施)	22
第39条	(長期改築修繕計画書の提出)	22
第40条	(維持管理・運營業務の遂行計画)	22
第41条	(維持管理・運營業務の遂行体制)	23
第42条	(維持管理・運營業務の報告)	23
第43条	(本施設の修繕)	23
第44条	(修繕後の所有権)	24
第45条	(非常時の対応等)	24
第46条	(水処理維持管理者への一部業務の委託)	24
第2節	消化ガス発電業務	25
第47条	(消化ガス発電業務)	25
第3節	固形燃料の販売業務	26
第48条	(固形燃料の販売業務の実施)	26
第4節	費用等の負担	26
第49条	(費用等の負担)	26
第50条	(損害の発生)	28
第5節	VE提案	28
第51条	(VE提案)	28

第6章 モニタリング	29
第1節 設計・建設モニタリング.....	29
第52条 (設計・建設モニタリングの実施).....	29
第2節 維持管理・運営のモニタリング.....	30
第53条 (維持管理・運營業務のモニタリングの実施).....	30
第54条 (財務書類の提出).....	30
第7章 支払い等	30
第55条 (サービス購入料A-1、サービス購入料A-2及びサービス購入料B-1の支払い).....	30
第56条 (サービス購入料の改定).....	30
第57条 (サービス購入料B-1の減額).....	31
第58条 (サービス購入料B-2の支払い及び減額).....	31
第8章 業務の終了	31
第59条 (契約終了日等).....	31
第60条 (維持管理・運營業務終了時の業務).....	31
第9章 解除	32
第61条 (市による任意解除).....	32
第62条 (事業者の債務不履行等による解除).....	32
第63条 (市の債務不履行による解除).....	34
第64条 (法令等の変更又は不可抗力).....	34
第65条 (特別措置等によるサービス購入料の減額).....	34
第66条 (引渡日前の解除).....	35
第67条 (引渡日後の解除の効力).....	36
第68条 (損害賠償).....	37
第69条 (保全義務).....	38
第70条 (関係書類の引渡し等).....	38
第71条 (所有権の移転).....	39
第10章 雑則	39
第72条 (公租公課の負担).....	39
第73条 (情報管理).....	39
第74条 (金融機関等との協議).....	39
第75条 (関係者協議会).....	39
第76条 (秘密保持).....	39
第77条 (著作権等).....	40
第78条 (著作権の侵害防止).....	41
第79条 (知的財産権).....	41

第80条	(株式等の発行制限)	41
第81条	(権利等の譲渡制限)	41
第82条	(事業者の兼業禁止)	42
第83条	(遅延利息)	42
第84条	(要求水準書の変更)	42
第85条	(管轄裁判所)	42
第86条	(誠実協議)	42
第87条	(その他)	43
別紙1	事業日程	44
別紙2	事業者等が付保する保険	45
別紙3	サービス購入料の構成及び支払方法	47
別紙4	不可抗力による費用等の負担割合	48
別紙5	法令等の変更による費用等の負担割合	49
別紙6	保証書の様式	50
別紙7	維持管理・運営業務のモニタリング及び減額の方法と基準	52
別紙8	サービス購入料の改定方法	53
別紙9	個人情報及び特定個人情報取扱特記事項	54

前 文

小山水処理センターは、昭和 51 年 6 月の供用開始から 44 年が経過している。汚泥処理設備においては、平成 16 年度から平成 19 年度にかけて重力濃縮設備、汚泥脱水設備を改築しているが、汚泥消化設備は供用開始以来、改築を行っていないため老朽化が著しく、早急な改築が必要な状況である。また、機能面においては、濃縮汚泥全量を消化タンクに投入できないため半分程度は直接脱水せざるを得ないこと、消化ガスを効果的に活用しきれないことが課題である。

これらの課題に対し、汚泥消化施設全体の改築、全量汚泥消化の導入に伴う関連施設の新設・増設、消化ガス発電施設、汚泥燃料化施設の新設等により、安定的な下水道事業の運営のもと、コスト、温室効果ガス排出量を削減し、また民間のノウハウ、創意工夫を活用し更に事業効果を引き上げるため、汚泥処理施設全体を事業範囲とする小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を導入するものである。

市は、本事業を実施するに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に定めるところに従って、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、本事業を「特定事業」に選定し、これを民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

市は、本事業に関し、「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 実施方針」を公表し、入札説明書等に従い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札の方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った●グループ（以下「本応募者グループ」という。）を落札者として選定した。

本応募者グループは、市との間において令和____年____月____日付け基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定に定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社たる_____（以下「事業者」という。）を設立した。

市及び事業者は、基本協定第 6 条第 1 項に定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営業務」とは、次の各号の業務の総称をいい、詳細は入札説明書等及び技術提案書による。
 - ア 維持管理・運営計画等の策定業務
 - イ 保安全管理業務（本施設の保守点検業務及び修繕業務の総称をいう。）
 - ウ 運転管理業務（本施設の運転操作及び監視業務、分析業務、報告業務、ユーティリティ等の調達・管理業務、固形燃料の安全管理業務及びエネルギー管理業務の総称をいう。）
 - エ 固形燃料の利用
 - オ 栃木県下水道資源化工場への脱水汚泥の搬出（搬出時の立会い及び引渡し時の機器等の操作を含む。）
 - カ その他維持管理・運営に必要な関連業務（衛生管理業務、外構管理業務、保安管理業務、非常時対応業務、見学対応及びパンフレット等作成業務、住民対応業務（技術提案書に基づき実施される事業の内容に対する要望、訴訟等への対応）並びにストックマネジメント計画における調査データの整理・協力に係る業務の総称をいう。）
 - キ 事業終了時の市への引継業務（事業終了後の市の大規模修繕・更新等への提案業務並びに市への引継業務の総称をいう。）
- (2) 「維持管理・運営期間」とは、引渡日の翌日から本事業期間満了日までをいう。
- (3) 「維持管理・運営企業」とは、_____をいう。
- (4) 「汚泥」とは、公共下水道汚泥をいう。
- (5) 「完成図書」とは、第26条第4項に定めるところに従って市に提出された書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。
- (6) 「技術提案書」とは、落札者が入札手続において市に提出した本事業の実施にかかる提案書類一式、提案書類に関する市からの質問書に対する回答書その他提案書類の説明又は補足として落札者又は事業者が本契約締結日までに市に提出して受理されたその他一切の資料をいう。
- (7) 「既存施設」とは、要求水準書別紙1（既存施設）に示す各施設の総称をいう。
- (8) 「建設期間」とは、建設業務の開始日から引渡日までをいう。
- (9) 「建設企業」とは、_____をいう。
- (10) 「建設業務」とは、次の各号の業務の総称をいい、詳細は入札説明書等及び技術提案書による。

- ア 建設用地の造成業務
 - イ 新規施設の建設業務（各種申請業務、近隣調整及び準備調査等を含む。）
 - ウ 試運転業務
 - エ その他建設に必要な関連業務（完工検査、各種申請図書の提出等を含む。）
- (11) 「更新」とは、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下水事第 109 号）」に示される「小分類」以上の規模の設備等が劣化した場合に新しく取り替えることをいう。
- (12) 「固形燃料」とは、本事業で整備される固形燃料化施設において脱水汚泥をもとに製造した固形燃料の規格を満たした固形燃料をいい、詳細は要求水準書に定める。
- (13) 「固形燃料の販売業務」とは、維持管理・運營業務のうち、事業者が第 48 条に従い実施する、固形燃料の利用先の確保及び販売に係る業務をいい、詳細は入札説明書等及び技術提案書による。
- (14) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定義された意味とする。
- (15) 「サービス購入料」とは、サービス購入料 A-1、サービス購入料 A-2、サービス購入料 B-1 及びサービス購入料 B-2 の総称をいう。
- (16) 「サービス購入料 A-1」とは、新規施設の設計業務及び建設業務の対価として市が事業者を支払う金銭のうち、国の交付金をその原資とするものをいい、詳細は別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）に定める。
- (17) 「サービス購入料 A-2」とは、新規施設の設計業務及び建設業務の対価として市が事業者を支払う金銭のうち、国の交付金をその原資としないものをいい、詳細は別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）に定める。
- (18) 「サービス購入料 B-1」とは、本施設の維持管理・運營業務の対価として市が事業者を支払う金銭のうち、人件費、運営費等に該当するものをいい、詳細は別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）に定める。
- (19) 「サービス購入料 B-2」とは、本施設の維持管理・運營業務の対価として市が事業者を支払う金銭のうち、汚泥処理に係る電気料、光熱水費等に該当するものをいい、詳細は別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）に定める。
- (20) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間の期間をいう。ただし、初年度は本契約の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (21) 「実施設計図書」とは、第 13 条に定めるところに従って市の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書（第 14 条に定めるところに従って変更された場合には、当該変更された実施設計図書）をいう。
- (22) 「修繕」とは、改築（更新及び長寿命化を含む）に該当せず、施設の老朽化、劣化、損傷、故障や部品の消耗等に対して、機能を維持又は回復させるために行う措

- 置をいう。
- (23) 「消化ガス」とは、汚泥のメタン発酵工程によって得られ、メタンを約 60%含む気体をいう。
- (24) 「消化ガス発電業務」とは、維持管理・運營業務のうち、本事業において発生した消化ガスを消化ガス発電施設の燃料として利用して、[事業者を発電事業者とする固定価格買取制度（以下「FIT」という。）に基づく売電を行う業務（※FIT売電を行う場合）/事業者が発電を行う業務（※場内利用とする場合）]をいい、詳細は入札説明書等及び技術提案書に定める。
- (25) 「新規施設」とは、要求水準書、技術提案書及び実施設計図書に基づき事業者が事業用地内に建設する施設、設備及び付属品等の総称をいう。
- (26) 「ストックマネジメント計画」とは、下水道施設の点検、調査、修繕、改築等を一体的に捉えて計画的かつ効率的にマネジメントするために市が策定する計画をいう。
- (27) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (28) 「施工計画書」とは、第 18 条に定めるところに従って事業者が市に提出する、建設業務の実施計画をいう。
- (29) 「設計企業」とは、_____をいう。
- (30) 「設計業務」とは、次の各号の業務の総称をいい、詳細は入札説明書等及び技術提案書による。
- ア 実施設計業務
 - イ 設計に伴う各種申請等の業務
 - ウ 市が実施する近隣説明への協力業務
- (31) 「設計・建設期間」とは、本契約成立日から引渡日までをいう。
- (32) 「脱水汚泥」とは、本施設における汚泥脱水施設において生成される脱水された汚泥をいう。
- (33) 「長期改築修繕計画書」とは、第 39 条及び第 40 条に定めるところに従って市に提出される本施設の改築及び修繕に係る計画書をいう。
- (34) 「長寿命化対策」とは、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下水事第 109 号）」に示されるもので、既存の設備等の一部を活かしながら部分的に新しくし、ライフサイクルコストを低減できる対策をいう。
- (35) 「入札説明書等」とは、本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び様式集並びに入札公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の変更・修正を含む。）の総称をいう。
- (36) 「引渡日」とは、第 33 条に定めるところに従って新規施設が市に引き渡された日

- をいう。
- (37) 「引渡予定日」とは、新規施設が市に引き渡される予定日である令和6年3月31日をいう。
- (38) 「非常時対応マニュアル」とは、第45条第4項に従って市に提出される、維持管理・運営期間中に生じた非常事態に対する対応に係るマニュアルをいう。
- (39) 「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、疫病、その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (40) 「副製造物」とは固形燃料の製造過程及び修繕等において発生するダクト等に固着するダスト、タール及び系内中間部に滞留した固形燃料として利用できないものをいい、詳細は要求水準書に定める。
- (41) 「法令等」とは、本事業又は事業者に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。
- (42) 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (43) 「本事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その詳細は要求水準書に示す。
- (44) 「本施設」とは、新規施設及び既存施設の総称をいう。
- (45) 「要求水準書」とは、入札説明書等の一部であり、本事業の実施について、市が事業者に対して要求する業務水準を示す図書（その後の変更・修正を含む。）をいう。
- (46) 「落札者」とは、本事業の実施に関して入札手続きにより選定された複数の企業からなる共同企業体をいう。
- (47) 「劣化」とは、物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下することをいい、地震や火災等の災害によるものを除くものとする。

第2章 総則

(目的及び解釈)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 事業者は、法令のほか、本契約、入札説明書等及び技術提案書に従って本事業を遂行するものとし、本契約、入札説明書等及び技術提案書の間には齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約、入札説明書等

又は技術提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。

- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈に影響を与えるものでない。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1(事業日程)に記載される日程に従って実施されるものとする。

(事業場所)

第5条 市は、PFI法第69条第6項に基づき、本事業用地を、事業者による建設業務を実施するにあたって使用する目的で、当該目的の限度で、設計・建設期間中、事業者に対し無償で貸し付ける。

- 2 設計・建設期間の初日において、本事業用地は、市から事業者に対して現状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第33条第1項の定めるところに従ってなされる新規施設の引渡しと同時に、事業者から市に対して返還されたものとみなされるものとする。ただし、当該新規施設の引渡しの完了以前に、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した場合には、市の事業者に対する本事業用地の無償貸し付けは、本契約の解除日又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した日をもって終了するものとする。
- 3 市は、事業者に対し、設計・建設期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、設計業務及び建設業務に必要な範囲で本事業用地を利用することを許諾する。
- 4 事業者は、本事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
- 5 事業者は、本契約で認められた用途以外の目的で本事業用地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し、第1項に基づく本事業用地の使用権を譲渡し、又は本事業用地を転貸しないものとする。
- 6 市は、現状にて事業用地を事業者を引き渡す義務を負う他、事業用地に関して、建設業務の履行に支障を生じる事態が発生し、これによって事業者に損害、損失又は費用が

生じた場合であっても一切の責任を負担しない。ただし、埋蔵文化財に起因して事業者
に直接生じた合理的な増加費用は市が負担し、また、配管等の地中埋設物で入札説明書
等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者
に直接生じた合理的な増加費用につ
いては、市が、事業者と協議の上、その負担を定める。

- 7 事業者は、第1項に基づく事業者の本事業用地の使用権並びに第33条第1項の定める
ところに従ってなされる引渡し前の新規施設につき、担保権の設定その他の処分行為を
行わないものとする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務によ
り構成されるものとする。なお、市が別途発注する既存汚泥消化施設の撤去工事並びに
維持管理・運営期間に行う既存施設の更新及び長寿命化対策は本事業に含まれないもの
とする。

- (1) 設計業務
- (2) 建設業務
- (3) 維持管理・運營業務

- 2 本施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

(事業者の資金調達)

第7条 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連す
る一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金
調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

(許認可及び届出等)

第8条 事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、
自己の責任及び費用負担において行うものとする。

- 2 事業者は、建設業務に関して建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認
申請を行う場合、事前に、市に対して当該申請の内容を説明し、また、建築確認を取得
したときには、直ちに市に対してその旨報告するものとする。
- 3 前項に定める場合のほか、事業者は、市が請求したときには、直ちに各種許認可等の
書類の写しを市に提出するものとする。
- 4 第1項にかかわらず、事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による前
項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するもの
とする。
- 5 市が本事業に関し許認可を取得し又は届出を行う必要があり、事業者に対して協力を
求めた場合、事業者は、市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他に

ついて協力するものとする。

(市の監査への協力等)

第9条 事業者は、市の請求がある場合、本事業に係る市の監査に対し、資料作成等の協力を行うものとする。

- 2 事業者は、本契約の履行にあたって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに市に報告するものとする。

第3章 設計業務の実施

(設計業務)

第10条 事業者は、本契約締結後、本契約、入札説明書等及び技術提案書に従って、速やかに設計業務を開始するものとする。

- 2 事業者は、法令等を遵守のうえ、本契約、入札説明書等及び技術提案書に基づき、設計業務を実施するものとする。
- 3 事業者は、設計業務の実施に当たり、建築基準法第5条の6第1項に規定する設計業務についての責任者を選任したうえ、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。
- 4 事業者は、法令等又は入札説明書等に従い、実施設計に係る設計業務着手前に、実施体制、業務工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書を、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。
- 5 事業者は、設計業務を実施するにあたり、入札説明書等及び技術提案書に従い、設計業務期間中、管理技術者、土木担当者及び建築担当者その他の必要な専門技術者を配置しなければならない。
- 6 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について市と協議するものとする。

(第三者による実施)

第11条 事業者は、設計業務を設計企業に委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 設計企業は、第三者に設計業務の全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、設計企業は、設計業務の全部又は大部分に該当しない設計業務の一部を第

三者に委託し又は請け負わせることができ、その場合、市に対して、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を通知するものとする。当該第三者や当該第三者から受託し又は請け負った第三者がさらに第三者に設計業務の一部を再委託し又は下請けさせる場合も同様とする。

- 3 設計企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者（前項第三文に定める設計業務の一部の再委託又は下請けを受けた第三者を含む。以下本項において同じ。）に対する設計業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、設計企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（事前調査等）

第12条 事業者は、自己の責任と費用負担において、入札説明書等及び技術提案書に従い、市の事前の承諾を得たうえで、設計業務及び建設業務の実施に当たり必要な調査（測量調査や地下埋設物調査等を含む。）を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に定めるところに従って行った調査の結果に基づき、設計業務及び建設業務を実施するものとする。

- 3 第1項に定めるところに従って事業者が行うべき調査の誤り（事業者の故意又は過失により調査を行わなかったことを含む。）に起因して市又は事業者において生じた費用等は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

- 4 第1項に定めるところに従って事業者が設計業務及び建設業務の実施に必要な調査を行った結果、事業者において設計業務又は建設業務の実施に要する費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が入札説明書等から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。なお、市及び事業者は、当該協議に際して、設計変更、建設期間及び引渡予定日又は維持管理・運營業務の開始予定日（以下「維持管理・運營業務開始予定日」という。）の変更についても協議することができ、当該協議によりこれを変更することができる。

（実施設計の完了）

第13条 事業者は、別紙1（事業日程）記載の日程に従って、要求水準書に定める実施設計に係る業務完了時の提出書類等を作成したうえ、市に対して提出し、その検査を受けるものとする。

- 2 市は、前項の提出書類等が、本契約、入札説明書等又は技術提案書に定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該箇所及び理由を示したうえ、事業

者の費用負担において修正するよう求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

- 3 前項の場合を除くほか、市は、第1項の提出書類等の提出後相当期間内において、事業者に対し、第1項の提出書類等の内容を確認した旨を通知する。ただし、市は当該確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(設計の変更)

第14条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、新規施設の設計変更を請求することができる。事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の当否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、市に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の技術提案書の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。市は、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ技術提案書の範囲を逸脱しない場合、当該事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定したうえ、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 2 事業者は、設計の変更が必要と認められる場合には、当該設計変更が事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえで当該検討結果を市に対して通知し、かつ市の事前の承諾を得たうえで、新規施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議したうえ、市はこれを承諾するものとする。

- 3 前各項の定めるところに従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により本事業の実施につき市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含み、以下「費用等」という。）が発生した場合は、その負担について、次条の定めるところに従うものとする。

- 4 第1項に定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項に定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は技術提案書の範囲を逸脱する場合、市は、事業者との間において当該設計変更の当否、工期の変更の当否及び引渡予定日又は維持管理・運營業務開始予定日の変更の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが合意されたときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。

- 5 前項の協議においては、当該変更により市又は事業者において生ずる費用等の負担及び支払いの方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。ただし、当該合意において、市又は事業者において生ずる費用等の負担については、次条第1項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、第1項に定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項に定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工

期の変更を伴い又は技術提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令等の変更に基づくものであるときには、市及び事業者は、次条に定めるところに従うものとする。

(費用等の負担)

第 15 条 設計変更、設計の遅延その他の設計業務に関連した事由により、本事業の実施につき市又は事業者が費用等が発生した場合は、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議したうえ、サービス購入料の支払額を減額することができる。

- (1) 当該費用等の発生が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担するものとする。
- (2) 当該費用等の発生が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- (3) 当該費用等の発生が法令等の変更による場合は、第 64 条に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとする。
- (4) 当該費用等の発生が不可抗力による場合は、第 64 条に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとする。

2 事業者は、費用等の発生を可能な限り最小限に抑えるよう努力しなければならない。

第 4 章 建設業務の実施等

第 1 節 建設業務の実施

(建設業務の実施)

第 16 条 事業者は、実施設計図書につき市の確認を取得し、かつ建設業務の実施に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後速やかに、建設業務を開始するものとする。

- 2 事業者は、法令等を遵守のうえ、本契約、入札説明書等、技術提案書及び実施設計図書に従い、建設業務を実施するものとする。
- 3 仮設、建設方法、工事用地借用その他建設業務を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。
- 4 事業者は、建設期間中、建設業務の実施に関して必要な電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。

(第三者による実施)

第 17 条 事業者は、建設業務（ただし、第 19 条に定める工事監理に係る業務を除く。）を建設企業に委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 建設企業は、第三者に建設業務の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設企業は、建設業務の全部又は大部分に該当しない建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができ、その場合、市に対して、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を通知するものとする。当該第三者や当該第三者から受託し又は請け負った第三者がさらに第三者に建設業務の一部を再委託し又は下請けさせる場合も同様とする。
- 3 建設企業その他建設業務に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者（前項第三文に定める建設業務の一部の再委託又は下請けを受けた第三者を含む。以下本項において同じ。）に対する建設業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、建設企業その他建設業務に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(施工計画書の作成等)

第 18 条 事業者は、建設業務の開始前に、要求水準書に従い、建設業務の実施体制及び工事工程等の内容を含む施工計画書を作成して市に提出し、確認を受けるものとする。施工計画書を変更する場合も同様に市に提出して、市の確認を受けるものとする。

- 2 事業者は、前項に定めるところに従って市に対して提出し市の確認を受けた施工計画書に従って建設業務を遂行するものとする。
- 3 事業者は、建設期間終了後、工事記録を市に提出し確認を受けるものとする。
- 4 市は事業者に対して、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体制に係る事項並びに施工体系図について報告を求めることができる。

(工事監理)

第 19 条 事業者は、建設業務に係る工事監理を第三者に委託し、又は請け負わせて実施するものとし、**建築基準法第 5 条の 6 第 1 項に規定する工事をする場合においては**、建設業務の開始前に、**建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に規定する工事監理者を設置せしめ**、建設期間中これを維持せしめるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき建設業務に係る工事監理を委託し、又は請け負わせる第三者について、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出たうえ、市の事前の承諾を得るものとし、当該第三者が建設業務に係る工事監理の一部

を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。

- 3 建設業務に係る工事監理に関して事業者が使用する一切の第三者（前項後段に定める建設業務に係る工事監理の一部の委託又は請負を受けた第三者を含む。以下本項において同じ。）に対する建設業務に係る工事監理の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、建設業務に係る工事監理に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 4 事業者は、建設期間中の各月における建設業務に係る工事監理の状況について工事監理者の作成した監理業務報告書（監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他市の求める内容を含むものとする。）を、作成対象月の翌月 10 日までに市に対して提出して、市の確認を得るものとする。

（建設業務の実施に伴う近隣対策）

第 20 条 市は、本契約の締結日から建設業務の開始日までの間に、近隣住民に対し施工計画書の内容の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする（以下本条において「近隣説明」という。）。

- 2 事業者は、建設業務の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、合理的に要求される範囲において近隣対策（建設業務の内容を近隣住民に対して周知させること、建設業務の実施時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他建設業務の実施に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。以下本条において「近隣対策」という。）を実施するものとする。
- 3 事業者は市に対して、前項に定める近隣対策の実施について、事前にその内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 近隣対策により事業者が生じた費用等については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、入札説明書等において市が設定した条件、近隣住民の求めに応じて市が事業者に指示した近隣対策（ただし、法令及び要求水準の基準を上回るものに限る。）又は市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた費用等（ただし、入札説明書等から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）については、市が、その負担の所在及び方法について、市と事業者との間の協議に基づき、合理的に決定するものとする。
- 5 事業者は、近隣対策の不調を理由として施工計画書の内容を変更することはできない。ただし、市の事前の承諾がある場合はこの限りでない。また、市は、事業者が更なる近隣対策の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、施工計画書の変更を承諾することができる。
- 6 市は、必要があると認める場合には、事業者が行う近隣対策に協力することができる。
- 7 前各項にかかわらず、本事業の実施自体に対する近隣住民の反対活動については、市

がその責任と費用負担において対応するものとする。

(建設期間中の保険)

第 21 条 事業者は、自己又は建設企業をして、建設期間中、別紙 2（事業者等が付保する保険）に定めるところに従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

(契約保証金)

第 22 条 事業者は、市に対し、以下の各号に定めるところに従い、契約保証金を納付するものとする。

- (1) 本契約に基づく建設業務の請負に関し、本契約の締結日において、サービス購入料のうち、別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）記載のサービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2 の総額から割賦金利相当額を控除した金額相当額の総額の 100 分の 10 以上に相当する額を納付する。
- (2) 前号に定める契約保証金の算出の基準とされた対価総額の増減があったときは、市は、その増減に応じて契約保証金の金額を増減させることができ、その結果、不足が生ずるときは、事業者は、直ちに、その不足額を納付する。
- (3) 第 1 号に定めるところに従って納付された契約保証金については、設計・建設期間終了後、市に対して返還を請求することができる。

2 前項の定めにかかわらず、市は、以下の各号に定める場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 事業者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。

3 第 1 項に定めるところに従ってなされる契約保証金の納付は、以下の各号に定める担保の提供をもって代えることができるものとする。ただし、当該担保の価値は、第 1 号及び第 2 号にあつては政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）の例による金額、第 3 号にあつては額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）に相当する金額、第 4 号にあつてはその保証する金額によるものとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）

- 第3条に規定する金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 前号の金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

第2節 検査・確認等

（建設業務実施に関する説明及び報告）

- 第23条 事業者は、市が要請したときは、市の要請に従い、実施する建設業務に関する事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 2 市は、事業者に事前に通知したうえで、随時、事業者の立会いのもと、建設業務の施工状況を確認することができる。市は、当該施工状況に鑑み、入札説明書等及び技術提案書で市が要求した性能を新規施設が備えるに至らないと見込まれると判断した場合には、適宜事業者に対し改善を求めることができる。
- 3 市は、前項の確認及び改善の要求を理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（総合試運転及び性能試験）

- 第24条 事業者は、新規施設の建設業務の完了後、入札説明書等及び技術提案書に従い、総合試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、市の確認を受けた上で、入札説明書等、技術提案書、総合試運転計画書及び性能試験計画書に定めるところに従い、本施設の総合試運転（以下「試運転」という。）及び性能試験（以下「性能試験」という。）を実施し、本施設の性能及び機能を確認するものとする。
- 2 事業者は、試運転の実施期間中、総合試運転計画書に定めたところに従い、運転日報を作成して市に提出しなければならない。
- 3 事業者は、試運転及び性能試験の結果を踏まえた新規施設の点検又は新規施設の設備の調整の結果、新規施設の補修が必要であると判断した場合には、市に対し、当該補修が必要となった理由及び当該補修の内容を速やかに報告するものとする。
- 4 事業者は、その責任と費用負担において、前項の報告後速やかに新規施設の補修を実施するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市は、前項の補修の内容について事業者に指示することができ、当該指示に係る補修については、事業者は、補修実施要領書を作成して市の承諾を受けたうえで、その責任と費用負担において当該補修を実施するものとする。
- 6 市は、その責任と費用負担において、試運転及び性能試験の実施に必要な汚泥を事業者に提供するものとする。
- 7 事業者は、試運転及び性能試験の実施に必要な薬品、燃料、その他消耗剤、電気、水道、ガス等を自己の責任と費用負担において調達するものとする。また、事業者及び市

は、試運転に伴い生じた固形燃料、脱水汚泥及び副製造物は、要求水準書に定める責任及び費用負担の分担の下で利活用又は処分するものとする。

- 8 事業者は、試運転及び性能試験それぞれの終了後、入札説明書等及び技術提案書に従い、市に総合試運転報告書及び性能試験報告書をそれぞれ提出しなければならない。

(維持管理・運營業務の遂行体制整備等)

第 25 条 事業者は、引渡予定日までに、本施設に関し、要求水準書その他の適用のある入札説明書等及び技術提案書に基づく維持管理・運營業務の遂行体制に必要な人員を確保し、かつ維持管理・運營業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ要求水準書その他の適用のある入札説明書等及び技術提案書に従って維持管理・運營業務の遂行体制を整備のうえで維持管理・運營業務の遂行を開始することが可能となった時点において、市に対して通知を行うものとする。

- 3 市は、前項に定めるところの通知を受領した後、速やかに、要求水準書その他の適用のある入札説明書等及び技術提案書に従った維持管理・運營業務の遂行体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により維持管理・運營業務の遂行体制を確認するものとする。

- 4 事業者は、要求水準書に従い、維持管理・運營業務の開始の 3 か月前までに、市の立会いのもと既存施設の性能及び機能の確認を行い、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から 14 日以内に市に提出するものとする。

(事業者による完工検査等)

第 26 条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、新規施設の完工検査を、試運転及び性能試験終了後速やかに完了するものとする。ただし、新規施設の完工検査は、14 日前までに市にその実施を通知して行わなければならない。市は、当該完工検査に立ち会うことができ、立会いの事実を理由として本事業の全部又は一部について何ら責任を負うものではない。

- 2 事業者は、前項の完工検査完了後速やかに、前項の完工検査の結果及び第 24 条の試運転の結果を、法令等に基づく検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえで、市に報告するものとする。

- 3 事業者は、前項の完工検査完了後速やかに、市に対して、第 1 項の完工検査の内容（当該完工検査を受けて実施した新規施設の調整・補修の有無及び内容を含む。）を記載した社内検査報告書を提出するものとする。

- 4 事業者は、前 2 項の報告及び提出完了後、工事完了届を作成して、事業者が入札説明書等及び技術提案書に定めるところに従いあらかじめ作成した完成図書とともに市に提出するものとする。

(市による完成検査等)

第 27 条 市は、前条第 4 項の工事完了届及び完成図書の受領後 14 日以内に、建設企業及び工事監理者の立会いのもと、新規施設が入札説明書等及び技術提案書に定める性能基準を満たしているかについて、新規施設の完成検査を実施するものとする。完成検査は、完成図書との照合等の方法により実施するものとする。

- 2 事業者は、事業者による試運転とは別に、新規施設の機器、器具等の取扱いに関し、市に対して説明する。
- 3 市は、第 1 項に定めるところの完成検査の結果、新規施設が入札説明書等、技術提案書及び実施設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合、事業者に対して改善を勧告することができるものとする。
- 4 事業者は、自己の責任及び費用負担において、前項の勧告に従って新規施設が入札説明書等、技術提案書及び実施設計図書に従って整備されていないと認める箇所を改善するものとし、改善措置が完了した後、直ちに市の確認を受けるものとする。
- 5 市は、第 1 項の完成検査、第 3 項の改善の勧告又は前項の確認を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第 3 節 工期の変更

(建設業務の一時停止)

第 28 条 市は、必要と認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、建設業務の全部又は一部を停止させることができる。この場合、市は必要に応じて、工期を変更し、また、引渡予定日又は維持管理・運營業務開始予定日を変更することができる。ただし、引渡予定日又は維持管理・運營業務開始予定日の変更される場合でも第 59 条第 1 項に規定する本契約の終了日は変更されないものとする。

(工期の変更)

- 第 29 条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を請求することができる。
- 2 事業者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合、市に対して工期の変更を請求することができる。
 - 3 前各項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、市と事業者は、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から 7 日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。
 - 4 前項に定めるところにより工期が変更される場合、市は必要に応じて、引渡予定日又

は維持管理・運營業務開始予定日を変更することができる。ただし、引渡予定日又は維持管理・運營業務開始予定日の変更される場合でも第 59 条第 1 項に規定する本契約の終了日は変更されないものとする。

第 4 節 費用等の負担

(費用等の負担)

第 30 条 前 2 条の定めるところにより工期が変更された場合その他の建設業務に関連した事由により、本事業の実施について市又は事業者において費用等が生じたときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 当該費用等の発生が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担するものとする。
- (2) 当該費用等の発生が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- (3) 当該費用等の発生が法令等の変更による場合は、第 64 条に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとする。
- (4) 当該費用等の発生が不可抗力による場合は、第 64 条に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとする。

第 5 節 損害の発生

(第三者に対する損害)

第 31 条 建設業務の実施により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が市の責めに帰すべき事由により生じた場合で、第 21 条に基づき付保された保険等により填補されないとき、又は当該損害等が市が事業者に許容した範囲の地下水の汲み上げに直接起因して発生した地盤沈下若しくは地下水の断絶に基づくときは、市がこれを負担するものとする。

(新規施設への損害)

第 32 条 引渡日までに、不可抗力により、新規施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に費用等が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、費用等の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

- 3 第1項に規定する費用等については、別紙4（不可抗力による費用等の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

第6節 引渡し

（新規施設の引渡し）

第33条 事業者は、新規施設について第25条に基づく維持管理・運営業務の遂行体制の確認、第41条に基づく維持管理・運営業務総括責任者の選任・届出、第39条に基づく長期改築修繕計画書の確認、第40条第2項に基づく第1回目の年間維持管理計画書の確認、第27条に定めるところの市による完成検査及び第50条第3項に基づく付保がなされた後、引渡予定日までに、新規施設を市に引き渡すものとする。この場合、事業者は、新規施設について担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

- 2 新規施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、建設業務の委託若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

（引渡しの遅延）

第34条 市の責めに帰すべき事由により新規施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生じた費用等を負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。

- 2 市の責めに帰すことのできない事由により新規施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から引渡日（同日を含む。）までの期間について、サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2（ただし、割賦金利相当額を除く。）の総額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（当該割合に改正があった場合、改正後の割合とする。以下同様。）を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を、遅延日数に応じて1年を365日とする日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える費用等があるときは、事業者がこれを負担するものとする。

- 3 前各項にかかわらず、(i)新規施設の引渡しの遅延が不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生じた合理的な範囲の費用等に相当する額のうち別紙4（不可抗力による費用等の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額、並びに、(ii)新規施設の引渡しの遅延が法令等の変更によるときにおける当該遅延に伴い生じた合理的な範囲の費用等に相当する額のうち別紙5（法令等の変更による費用等の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。

- 4 本契約に定めるところに従って引渡予定日が変更された場合には、第2項の遅延損害金は、当該変更後の引渡予定日より遅れたときに発生するものとする。

(契約不適合責任)

第35条 市は、新規施設が本契約の内容、入札説明書等及び技術提案書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、事業者に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完をすることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その契約不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 新規施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 市は、引き渡された新規施設に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 4 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 5 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 6 市が第3項又は第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 7 市は、第3項又は第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 8 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 市は、新規施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 3 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 引き渡された新規施設の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 12 新規施設に契約不適合がある場合、市は事業者に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 13 事業者は、別紙 6（保証書の様式）に定める様式により、建設企業に、市に対し本条による履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させ、当該保証書を市に対して提出するものとする。

第 5 章 維持管理・運營業務

第 1 節 維持管理・運營業務

（維持管理・運營業務）

- 第 36 条 事業者は、本施設の維持管理・運營業務を維持管理・運営期間に渡って遂行するものとする。
- 2 事業者は、法令等を遵守のうえ、本契約、入札説明書等及び技術提案書並びに長期改築修繕計画書及び最新の年間維持管理計画書に従って、維持管理・運營業務を実施するものとする。
 - 3 事業者は、維持管理・運営期間の開始日の概ね 1 か月前から同開始日までに、同開始日まで市との契約に基づき既存施設の管理を行う者から、既存施設の維持管理・運營業務に必要な事項の引継ぎを受け、同業務の履行に支障を来すことのないようにしなければならない。なお、引継ぎに要する費用は、事業者が負担しなければならない。

（費用負担）

- 第 37 条 事業者は、維持管理・運營業務の実施に当たって必要となる薬品、備品、消耗品、

電気、ガス、上水道、燃料、電話等を、その費用負担において調達するものとする。ただし、費用負担について別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）に特に記載があるものについては、同別紙に従うものとする。

（第三者による実施）

第 38 条 事業者は、維持管理・運營業務を維持管理・運営企業に委託し又は請け負わせるものとする。

2 維持管理・運営企業は、第三者に維持管理・運營業務の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、維持管理・運営企業は、維持管理・運營業務の全部又は大部分に該当しない維持管理・運營業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができ、その場合、市に対して、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を通知するものとする。当該第三者や当該第三者から受託し又は請け負った第三者がさらに第三者に維持管理・運營業務の一部を再委託し又は下請けさせる場合も同様とする。

3 維持管理・運営企業その他維持管理・運營業務に関して事業者又は維持管理・運営企業が使用する一切の第三者（前項第三文に定める維持管理・運營業務の一部の再委託又は下請けを受けた第三者を含み、以下「維持管理・運營業務従事者」という。）に対する維持管理・運營業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、維持管理・運營業務従事者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（長期改築修繕計画書の提出）

第 39 条 事業者は、次条第 3 項に従い提出すべき長期改築修繕計画書のうち、維持管理・運営期間の初事業年度分を、入札説明書等及び技術提案書に基づいて作成したうえ、引渡予定日の 60 日前までに市に対して提出し、引渡日までに、市の確認を得るものとする。

（維持管理・運營業務の遂行計画）

第 40 条 事業者は、維持管理・運営期間中、入札説明書等及び技術提案書に従い、(i)各事業年度における本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書（以下「年間維持管理計画書」という。）を作成し、当該事業年度が開始する 30 日前（初事業年度は引渡予定日の 60 日前）までに市に提出し、(ii)各月における本施設の維持管理の内容を記載した業務月間計画書（以下「業務月間計画書」という。）を作成し、当該月が開始する 1 週間前までに市に提出し、それぞれ市の確認を得るものとする。

2 前項の定めにかかわらず、第 1 回目の年間維持管理計画書は、維持管理・運営期間の初事業年度（ただし、当該初事業年度が 365 日に満たない場合には、翌事業年度を含む。）を対象年度とし、引渡予定日の 60 日前までに市に提出し、引渡日までに市の確認を得る

ものとする。

- 3 事業者は、維持管理・運営期間中の各事業年度（ただし、維持管理・運営期間の初事業年度分については前条に従う。）において、入札説明書等及び技術提案書に従い、保守点検結果等に基づく既存施設の更新計画及び長寿命化対策計画、技術提案書及び年間維持管理計画書等に基づく新規施設の長寿命化対策計画の内容を記載した長期改築修繕計画書を作成し、当該事業年度が開始する 30 日前までに市に提出し、その確認を得るものとする。事業者は、市が長期改築修繕計画書を考慮しストックマネジメント計画を策定するにあたり、当該計画策定に協力するものとする。
- 4 前各項に従い提出した年間維持管理計画書、業務月間計画書又は長期改築修繕計画書を変更する場合、事業者は、あらかじめ市に提出し、その確認を得るものとする

（維持管理・運営業務の遂行体制）

第 41 条 事業者は、維持管理・運営業務に関し、入札説明書等及び技術提案書に基づき、維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、調整を行う維持管理・運営業務総括責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、維持管理・運営期間の開始前に市に届け出るものとする。

- 2 事業者は、総括責任者に異動がある場合、その都度あらかじめ市に届け出るものとする。
- 3 市は、総括責任者がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

（維持管理・運営業務の報告）

第 42 条 事業者は、維持管理・運営期間中、入札説明書等及び技術提案書に基づき、翌月 10 日までに、要求水準書に定めるところに従って、前月の維持管理・運営業務に係る月間維持管理報告書を作成し、市に提出するものとする。ただし、維持管理・運営業務の開始日が属する月においては、この限りでない。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間中、入札説明書等及び技術提案書に基づき、翌事業年度 4 月末日までに、要求水準書に定めるところに従って、前事業年度の維持管理・運営業務に係る年間維持管理報告書を作成し、市に提出するものとする。
- 3 事業者は、要求水準書に従い、故障事故等報告書や市が随時要求するその他の報告等を、市に対して遅滞なく提出するものとする。

（本施設の修繕）

第 43 条 事業者は、入札説明書等及び技術提案書並びに長期改築修繕計画書及び年間維持管理計画書に基づき、本施設の修繕を行うものとする。

- 2 事業者は、本施設の修繕を行う場合には、その修繕の内容及び修繕の様子を記録した

写真を市に報告し、市が請求した場合速やかに提出するものとする。

(修繕後の所有権)

第 44 条 事業者が本施設の修繕を実施した場合においても、本施設の所有権は市に属するものとする。

(非常時の対応等)

第 45 条 事業者は、地震、火災、大雨等の危機管理事象が生じた場合（以下「非常時」という。）には、非常時対応マニュアル及び市の方針に従い、適切に対応するものとする。ただし、市が事業者に対して、非常時対応マニュアルと異なる指示を行った場合には、事業者は当該指示に従わなければならない。

- 2 事業者は、周辺住民から苦情、要望等を受けた場合、適切な対応を取るとともに、速やかに市に対し報告するものとする。
- 3 前各項の業務は、維持管理・運営業務として実施が必要な範囲において事業者の費用負担において行うものとする。
- 4 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従って、非常時対応マニュアルを作成したうえ、引渡予定日の 60 日前までに市に対して提出し、引渡日までに、市の確認を得るものとする。
- 5 事業者が、非常時において、非常時対応マニュアル及び市の方針に従い行った対応に要した費用は、第 49 条の規定にかかわらず、事業者の負担とする。ただし、第 1 項に定める市の方針又は指示が非常時対応マニュアルと異なることに直接起因して事業者に発生した費用は、市の負担とする。

(水処理維持管理者への一部業務の委託)

第 46 条 事業者は、入札説明書等に定める範囲で、維持管理・運営業務の一部を、市が別途発注する小山水処理センター水処理施設等の維持管理業務委託受託者（以下「水処理維持管理者」という。）に委託し又は請け負わせることができる。

- 2 事業者は、前項に定めるところにより維持管理・運営業務の一部を水処理維持管理者に委任し又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の 14 日前までに、市に対し、委任又は請負の範囲、対価又はその具体的な算出方法及び委託又は請負の期間等の必要な条項（いずれも入札説明書等に従い定めなければならない。）を記載した契約書案を提示し、市の書面による事前の承諾を得なければならない。また、締結後速やかに当該契約書の写しを市に提出しなければならない。当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 事業者は、水処理維持管理者に故意又は重大な過失がある場合を除いて、前項に定めるところにより市の承諾を受けた委任又は請負に関する一切の責任を負い、水処理維持

管理者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

- 4 事業者は、前項に定める場合のほか、水処理維持管理者をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。ただし、水処理維持管理者の故意又は重大な過失がある場合については、市が負担するものとする。

第2節 消化ガス発電業務

(消化ガス発電業務)

- 第47条 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従って、消化ガスをエネルギー源とした[電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく(※FIT売電を行う場合)]発電事業である消化ガス発電業務を実施するものとする。事業者は、消化ガス発電業務を実施するために必要な一切の許認可の取得、届出その他の手続を、自己の責任及び負担において完了する。本契約、入札説明書等及び技術提案書に記載の事項を除き、消化ガス発電業務を実施するために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 2 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従って、[市から無償で供給された(※FIT売電を行う場合)/本施設において発生した(※場内利用とする場合)]消化ガス全量を有効利用し、発電を行うものとする。[市は、入札説明書等及び技術提案書に従って、消化ガスを事業者が無償で供給するものとし、事業者は、当該消化ガスを消化ガス発電業務の実施のために専属的に利用することができる。市が消化ガス発電業務のために事業者に供給する消化ガスは、本施設において発生した消化ガスとし、市から事業者に対する消化ガスの引渡しの場所は、本施設内の消化ガス引渡し箇所とし、消化ガスの所有権は、引渡しの際に市から事業者へ移転されるものとする。(※FIT売電を行う場合)]
 - 3 消化ガス発電業務の遂行過程において発生する電力の権利は、[事業者(※FIT売電を行う場合)/市(※場内利用とする場合)]に帰属するものとする。[事業者は、当該電力を、電気事業者等に自らの責任で売却でき、その売却収入については、入札説明書等及び技術提案書に定める範囲で事業者に帰属する(※FIT売電を行う場合)。]
 - 4 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による第1項に規定する許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他の手続について協力するものとする。
 - 5 第49条に関わらず、サービス購入料として支払われるものを除き、消化ガス発電業務の実施に係る費用は全て事業者が負担するものとし、市は、事業者による消化ガス発電業務について、消化ガスの供給量を含め、何らの責任を負わず、また、費用負担をしないものとする。

- 6 事業者は、消化ガス発電業務の実施の結果得られた発電量[のうち、[技術提案書]に定める予定発電量の範囲内について（※F I T売電を行う場合）／が、[技術提案書]に定める予定発電量に満たない場合（※場内利用とする場合）]、別紙3（サービス購入料の構成及び支払方法）第3項に定めるところに従い、同項に定める金額を市に対して支払うものとする。
- [7 市及び事業者は、消化ガス発電業務の実施にあたり必要な本施設への事業者の権原の設定について、必要に応じて別途協議の上定めることとする。（※F I T売電を行う場合）¹⁾

第3節 固形燃料の販売業務

（固形燃料の販売業務の実施）

- 第48条 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従って、固形燃料の販売業務を実施するものとする。
- 2 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に定める条件に従い、本施設において製造した固形燃料の全てを買い取る。
- 3 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従い、維持管理・運営期間にわたり固形燃料の利用先を確保し、固形燃料を当該利用先に売却するものとし、その売却収入については、事業者に帰属する。事業者が利用先を確保できなかった固形燃料については、事業者の責任及び費用において、市が処分するものとする。
- 4 次条に関わらず、サービス購入料として支払われるものを除き、固形燃料の販売業務の実施に係る費用は全て事業者が負担するものとし、市は、固形燃料の販売業務について何らの責任を負わず、また、費用負担をしないものとする。

第4節 費用等の負担

（費用等の負担）

- 第49条 維持管理・運営業務に関連した事由により、本事業の実施について市又は事業者において費用等が生じたときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。
- (1) 当該費用等の発生が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれを負担するものとする。
- (2) 当該費用等の発生が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれを負担するものとする。

¹⁾ F I T売電を行う場合、本施設への必要な権原の設定は無償で行う想定ですが、関連当局との調整の結果、有償での貸付けが必要となった場合には、低廉な価格での貸付けを行う予定です。

のとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。

(3) 当該費用等の発生が法令等の変更による場合は、第 64 条に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとする。

(4) 当該費用等の発生が不可抗力による場合は、第 64 条に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとする。

2 前項にかかわらず、以下の各号に定める場合には、市及び事業者は、費用等の負担について、当該各号に定めるところに従うものとする。

(1) 当該費用等の発生が、既存施設の性能の不備に起因するものであって、当該不備が入札説明書等で開示された情報及び維持管理・運營業務開始前の既存施設の機能等の確認からは合理的に発見できないものであり、かつ事業者による維持管理・運營業務の開始後 1 年以内に生じたものであることを事業者が立証した場合（次号に掲げる場合を除く。）：

市が当該費用等を負担するものとし、その負担の方法については市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により当該性能の不備が生じたものでないことを事業者が立証できない場合は、事業者が費用等を負担するものとする。

(2) 当該費用等の発生が、市が本事業とは別に発注する維持管理・運営期間に行う既存施設の更新及び長寿命化対策に起因することを事業者が立証した場合：

市が当該費用等を負担するものとし、その負担の方法については市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。

(3) 当該費用等の発生が、市から事業者へ引き渡す汚泥に異物が混入し、異物の除去、設備の損傷等に対応する必要があったことに起因し、かつ事業者が善管注意義務を履行したにもかかわらず、施設の正常な運転を阻害する異物が混入したことに起因することを事業者が立証した場合：

市が当該費用等を負担するものとし、その負担の方法については市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。

(4) 当該費用等の発生が、第三者による本施設又はその設備の損傷により修

市が当該費用等を負担するものとし、その負担の方法については市と事業者との

繕が必要となったことに起因し、かつ事業者の管理義務の懈怠に起因しないことを事業者が立証した場合：

間の協議によりこれを定めるものとする。

- (5) 当該費用等の発生が、事業者の帰責事由に基づかず、かつ第三者による本施設又はその設備の損傷以外の事由に基づき、更新、長寿命化、修繕が必要となったことに起因し、かつ市が本事業とは別に発注する維持管理・運営期間に行う既存施設の更新及び長寿命化対策の対象ではないことを事業者が立証した場合：

市が当該費用等を負担するものとし、その負担の方法については市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。

(損害の発生)

第 50 条 事業者は、本施設の維持管理・運営業務の実施に際して、市又は第三者に損害等（本施設の滅失若しくは毀損等に起因する市の損害を含む。以下本条において同じ。）が発生したこと又は発生するおそれを認識した場合、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じたうえで、その旨を市に対して直ちに通知し、市の指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、事業者は、市又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとする。ただし、当該損害等の発生が市又は第三者の責めに帰すべき場合その他事業者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合には、事業者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。
- 3 事業者は、前項に定める損害賠償に係る債務を担保するため、維持管理・運営期間につき、自ら又は維持管理・運営企業若しくは維持管理・運営業務従事者をして、別紙 2（事業者等が付保する保険）にその概要が記載される保険に加入し又は加入させるものとする。
- 4 前項に定めるところに従って保険に加入し又は加入させた場合、事業者は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、市に提出して市の確認を受けるものとする。

第 5 節 VE 提案

(VE 提案)

- 第 51 条 事業者は市に対し V E 提案（水処理との連携による全体最適化や技術革新等により、要求水準や技術提案書等に基づくサービス水準を低下させることなく、サービス購入料の削減を可能とする提案をいう。以下この条において同じ。）に基づき本契約の内容の変更を提案することができる。
- 2 事業者は、V E 提案を行う場合には、次に掲げる事項を記載した V E 提案書を市に提出しなければならない。
- (1) 要求水準書や技術提案書に規定される内容と V E 提案の内容の対比と提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項
 - (3) V E 提案が採用された場合のサービス購入料の削減効果
 - (4) 水処理設備等既存施設との関係
 - (5) V E 提案が採用された場合に考慮すべき事項
- 3 市は、前項に規定する事業者の提案を受けた場合において、提案を採用するか否かを決定し、事業者に対し書面で通知するものとする。
- 4 市は、第 2 項の規定により提出を受けた V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、本契約の内容の変更を行うものとする。

第 6 章 モニタリング

第 1 節 設計・建設モニタリング

（設計・建設モニタリングの実施）

- 第 52 条 市は、随時、事業者に事前に通知したうえで、設計業務及び建設業務が、本契約、入札説明書等及び技術提案書に従って履行されていることを確認するため、当該業務の履行状況について、事業者に対して説明を求めることができるものとし、また、当該業務の履行状況を、事業者の立会いのうえ、確認することができるものとする。
- 2 市は、前項に定めるところの確認の結果、設計業務又は建設業務が、本契約、入札説明書等又は技術提案書に従って履行されていないと判断した場合、事業者に対してその改善を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。
- 3 市は、本条に定めるところの確認、改善の勧告又は立会いの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 4 市は、本契約において市が行うことができると定められる確認、立会い又は報告若しくは説明の受領を、第三者に委託することができる。
- 5 前項に基づき市が第三者に委託を行った場合、市はその旨を事業者に通知するものとし、当該通知を受けた場合、事業者は当該受託者の確認、立会いを認めるとともに必要な報告又は説明を行うものとする。

第2節 維持管理・運営のモニタリング

(維持管理・運營業務のモニタリングの実施)

第53条 市は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運營業務が、本契約、入札説明書等及び技術提案書に従って履行されていることを確認するため、別紙7（維持管理・運營業務のモニタリング及び減額の方法と基準）に定めるところによりモニタリングを実施するものとする。

2 市は、前項の確認の結果、維持管理・運營業務の履行状況が、本契約、入札説明書等又は技術提案書に従って履行されていないと判断した場合、事業者に対してその改善を勧告することができるものとする。

3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

4 市は、本契約において市が行うことができると定められる確認、立会い又は報告若しくは説明の受領を、第三者に委託することができる。

5 前項に基づき市が第三者に委託を行った場合、市はその旨を事業者に通知するものとし、当該通知を受けた場合、事業者は当該受託者の確認、立会いを認めるとともに必要な報告又は説明を行うものとする。

(財務書類の提出)

第54条 事業者は、本契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3か月以内に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を市に提出し、かつ、市に対して監査報告を行う。市は、当該監査済財務書類を公表することができる。

第7章 支払い等

(サービス購入料A-1、サービス購入料A-2及びサービス購入料B-1の支払い)

第55条 市は、設計業務、建設業務及び維持管理・運營業務の実施に係る対価として、事業者に対して、別紙3（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところの算定方法及びスケジュールに従い、サービス購入料A-1、サービス購入料A-2及びサービス購入料B-1を支払うものとする。

(サービス購入料の改定)

第 56 条 前条及び第 58 条第 1 項にかかわらず、サービス購入料は、別紙 8（サービス購入料の改定方法）に定めるところに従い改定される。

（サービス購入料 B-1 の減額）

第 57 条 第 53 条に定めるところに従い行われたモニタリングの結果、本施設の維持管理・運營業務につき入札説明書等において市が要求した本事業の業務水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は事業者に対して、別紙 7（維持管理・運營業務のモニタリング及び減額の方法と基準）に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、サービス購入料 B-1 の減額、返還若しくは支払い留保又は業務担当企業の変更を求めることができる。事業者は、これらに従うものとする。

（サービス購入料 B-2 の支払い及び減額）

第 58 条 市は、維持管理・運營業務における汚泥処理の実施に係る対価として、事業者に対して、別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）に定めるところの算定方法及びスケジュールに従い、サービス購入料 B-2 を支払うものとする。

2 第 53 条に定めるところに従い行われたモニタリングの結果、維持管理・運營業務における汚泥処理の実施につき入札説明書等において市が要求した本事業の業務水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は事業者に対して、別紙 7（維持管理・運營業務のモニタリング及び減額の方法と基準）に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、サービス購入料 B-2 の減額、返還若しくは支払い留保又は業務担当企業の変更を求めることができる。事業者は、これらに従うものとする。

3 事業者は、市が事業者に対しサービス購入料 B-2 を支払うために必要となるデータを、維持管理・運営期間中、毎月、市に報告するものとする。

第 8 章 業務の終了

（契約終了日等）

第 59 条 本契約は、令和 26 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

2 事業者は、本事業期間の終了日において、維持管理・運營業務を終了するものとする。

（維持管理・運營業務終了時の業務）

- 第 60 条 事業者は、維持管理・運營業務の終了に当たり、入札説明書等及び技術提案書に従い、本施設を、事業者による業務の終了後も使用可能な状態で市に引き継ぐものとする。
- 2 事業者は、入札説明書等及び技術提案書に従い、本事業期間の終了日の 6 か月前から 1 か月までの間に、市の立会いのもと、本施設の性能及び機能の確認を行い、その結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了後 14 日以内に、市に提出するものとする。
- 3 事業者は、本事業期間終了の 3 か月前から、市又は市が指定する第三者に対して、本施設の基本的な運転方法及び機器の使用法の技術指導等、維持管理・運營業務の実施に必要となる事項の引継ぎを行うものとする。
- 4 事業者は、本事業期間の終了日の 3 か月前までに、入札説明書等及び技術提案書に定めるところに従い、本施設の基本的な運転方法、機器の使用法等の維持管理・運營業務の実施に必要となる事項を記載した書面（以下「引継書」という。）を作成して市に提出の上、市の確認を受けるものとする。事業者は、市の求めに応じて、引継書について、必要な説明及び調整を行わなければならない。
- 5 事業者は、施設機能確認報告書に加えて、維持管理・運營業務終了時に、設備台帳その他市の要求する書類を提出するものとする。

第 9 章 解除

（市による任意解除）

第 61 条 市は、事業者と協議のうえ、本事業期間中、1 年前までに事業者に通知することにより、本契約の全部又は一部を任意に解除することができる。

（事業者の債務不履行等による解除）

第 62 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、設計業務又は建設業務に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。
- (2) 事業者が、正当な理由なく維持管理・運營業務に着手しないとき又は引渡予定日以降事業者が維持管理・運營業務に着手できないことが明らかであるとき。
- (3) 事業者が、本契約上の義務又は法令等に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (4) 正当な理由なく、第 35 条第 1 項の履行の追完がされないとき。

- (5) 事業者が、本契約に基づき市に対してした報告の内容に著しい虚偽があったとき。
- (6) 事業者について、その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てがあったとき、又は事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (7) 事業者が、本事業を実施する上で必要な許認可等を取り消され、又は行政機関により営業の停止を命じられたとき。
- (8) 事業者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (9) 事業者又は事業者の代表者、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、本事業の入札に関して、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために行動したと認められるとき。
- (10) 基本協定が解除されたとき。
- (11) 事業者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき
- (12) 事業者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - キ アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約、資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき

(13) 前各号に規定する場合のほか、事業者が適用のある法令等、本契約に違反し、その違反により、若しくは、事業者が本契約上の債務の履行拒絶若しくはその責めに帰すべき事由による本契約上の債務の履行不能により本事業の目的を達することができないと市が認めたとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 53 条に定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する維持管理・運營業務の水準が入札説明書等において市が要求した本事業の業務水準を満たさないと認めた場合、本契約の全部を解除することができる。

(市の債務不履行による解除)

第 63 条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 市が、本契約に定めるところに従って支払うべき金銭の支払いを遅延した場合、当該金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した（ただし、1 年を 365 日とする日割計算とする。）金額を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

(法令等の変更又は不可抗力)

第 64 条 法令等の変更若しくは不可抗力により、費用等を生じたとき、本契約にしたがった設計業務、建設業務又は維持管理・運營業務の遂行ができなくなったとき、その他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令等の変更若しくは不可抗力により、本事業を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約、入札説明書等及び技術提案書の変更並びに費用等の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令等の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令等の変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また費用等の負担は別紙 4（不可抗力による費用等の負担割合）及び別紙 5（法令等の変更による費用等の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令等の変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(特別措置等によるサービス購入料の減額)

第 65 条 法令等の変更により、要求水準書又は技術提案書の変更が可能となり、当該変更によってサービス購入料の減額が可能な場合、市及び事業者は、協議により要求水準書

又は技術提案書について必要な変更を行い、サービス購入料を減額するものとする。ただし、法令等の変更が生じた日から 60 日以内に当該協議が調わない場合は、市が合理的な方法によりサービス購入料を減額することができる。

- 2 本契約に規定されたもの以外で PFI 事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、市と事業者は、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払い条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が調ったときは、サービス購入料を減額するものとする。ただし、当該特別な措置が生じた日から 60 日以内に当該協議が調わない場合は、市が合理的な方法によりサービス購入料を減額することができる。

（引渡日前の解除）

第 66 条 引渡日（同日を含まない。）前に第 61 条ないし第 64 条に定めるところにより本契約の全部又は一部が解除された場合、本契約は、当該解除の対象となった部分につき、将来に向かって終了するものとし、本契約の全部が解除された場合の新規施設の取扱いについては、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 第 62 条に基づく解除の場合は、市は、事業者の費用負担において新規施設の出来形部分を検査したうえで、検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）の全部又は一部の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、サービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2（ただし、割賦金利相当額を除く。）のうち引渡しを受けた部分に係る未払いの対価を支払うものとし、市はその対価の支払債務と、第 68 条第 1 項第 1 号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び第 68 条第 4 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお残額があるときは、支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。
- (2) 第 61 条又は第 63 条に基づく解除の場合は、市は、その費用負担において新規施設の出来形部分を検査したうえで、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、サービス購入料 A-1 及びサービス購入料 A-2（ただし、割賦金利相当額を除く。）のうち引渡しを受けた部分に係る未払いの対価及び第 68 条第 5 項に定めるところの損害賠償額の総額に支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。
- (3) 第 64 条に基づく解除の場合は、市は、その費用負担において新規施設の出来形部分を検査したうえで、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けるものとする。この

場合において、市は、サービス購入料A-1及びサービス購入料A-2（ただし、割賦金利相当額を除く。）のうち引渡しを受けた部分に係る未払いの対価に支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。

(4) 前各号に定めるところの新規施設の検査に際して、市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、新規施設を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項にかかわらず、引渡日（同日を含まない。）前に本契約の全部が解除された場合で、建設業務の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第61条又は第63条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第62条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当期間内にかかる更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第62条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の請求に従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分及びその費用について異議を申し出ることができない。

（引渡日後の解除の効力）

第67条 引渡日（同日を含む。）後に第61条ないし第64条に定めるところにより本契約の全部又は一部が解除された場合、本契約は、当該解除の対象となった部分につき、将来に向かって終了する。この場合、市は、第33条に定めるところに従って引渡しを受けた新規施設の所有権を引き続き有するものとする。

2 引渡日（同日を含む。）後に第61条ないし第64条に定めるところにより本契約の全部が解除された場合、市は、本契約の解除後速やかに本施設の現況を検査したうえ、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその補修を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の補修を実施するものとし、補修完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後速やかに補修の完了検査を行うものとする。

3 前項の手續終了後、事業者は、速やかに、維持管理・運営業務を市又は市の指定する第三者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項に定めるところに従って、市又は市の指定する第三者が維持管理・運営業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。

- (1) 第 62 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入料A-1 及びサービス購入料A-2 の合計額を、別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとし、市はその対価の支払債務と、次条第 1 項第 2 号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び次条第 4 項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。なお、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いのサービス購入料A-1 及びサービス購入料A-2 の合計額を上回る場合には、市は、当該未払いのサービス購入料A-1 及びサービス購入料A-2 の支払い期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額を相殺することにより、未払いのサービス購入料A-1 及びサービス購入料A-2 の合計額の支払義務を免れることができるものとする。
- (2) 第 61 条又は第 63 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入料A-1 及びサービス購入料A-2 の合計額を、別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うとともに、次条第 5 項に定めるところの損害賠償の総額を、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。
- (3) 第 64 条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入料A-1 及びサービス購入料A-2 の合計額を、別紙 3（サービス購入料の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が維持管理・運營業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
- (4) 事由の如何を問わず、解除日以降、市は、サービス購入料B-1 及びサービス購入料B-2 の支払義務を免れるものとする。ただし、本契約の解除日が属する支払い対象期間に関するサービス購入料B-1 及びサービス購入料B-2 に関しては、実働ベースで清算を行って支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第 68 条 第 62 条の規定により本契約の全部が解除された場合、又は事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合、事業者は、次の各号に定める額に相当する違約金を市の指定する期限までに支払うものとする。

- (1) 引渡日（同日を含まない。）までに解除された場合
第 22 条の契約保証金相当額
- (2) 引渡日（同日を含む。）以降に解除された場合
解除日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入料B-1 及びサービス購入料B-2 の 1 事業年度分の総額の 100 分の 10 に相当する額。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項にいう「事業者がその債務の履行を拒否し若しくは事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合」とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項第 1 号の場合において、契約保証金（第 22 条第 2 項第 1 号の保険を付した場合に、市に支払われる保険金があるときはその保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、市は、契約保証金又は担保をもって、第 1 項の支払いに充当することができる。

4 第 62 条に基づく本契約の全部又は一部の解除に起因して市に損害が生じた場合、事業者は、その損害を賠償するものとする。ただし、第 1 項に基づき事業者が支払いを行っている場合には、賠償額から当該支払金額を控除する。

5 第 61 条又は第 63 条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害を賠償するものとする。

（保全義務）

第 69 条 事業者は、解除の日から第 66 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく引渡し又は第 67 条第 3 項による維持管理・運営業務の引継ぎの完了まで、本施設（新規施設の出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用負担において、以後も本施設を利用するために必要と認められる保全措置をとらなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第 70 条 事業者は、第 66 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく引渡し又は第 67 条第 3 項による維持管理・運営業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、実施設計図書及び完成図書（ただし、既に事業者が市に提出しているものを除く。また、本契約が新規施設の引渡日前に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）その他本施設の整備及び補修に係る書類並びに維持管理・運営業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本施設の維持管理・運営のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）し、また第三者に使用させることができるものとし、事業者は、本項に基づく市の使用又は第三者の使用に対し、著作権又は著作者人格権を行使せず、また、第三者が著作権又は著作者

人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第 71 条 事業者は、第 66 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づき新規施設の出来形部分の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

第 10 章 雑則

(公租公課の負担)

第 72 条 本契約に関して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。ただし、本契約締結時点において市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合、事業者は、その負担及び支払い方法について、市と協議することができる。

(情報管理)

第 73 条 事業者は、本事業期間中及び本事業期間終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び小山市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 2 号）その他の法令に従うとともに別紙 9（個人情報及び特定個人情報取扱特記事項）を遵守するものとする。

2 前項のほか、事業者は、本事業の実施に伴う情報機器の使用に当たっては、市で定める情報セキュリティ関連規定を遵守するものとする。

(金融機関等との協議)

第 74 条 市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

(関係者協議会)

第 75 条 市及び事業者は、関係者協議会設置要綱を別途定め、関係者協議会を設置、運営することができる。

2 前項に基づき関係者協議会設置要綱を定めた場合、本契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに前項に定めるところの関係者協議会の開催に応じるものとする。

(秘密保持)

第 76 条 市及び事業者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示の後に守秘義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報
- (5) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
- (6) 市及び事業者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又は事業者と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合
- (5) 事業者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合

4 事業者は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守するものとする。

5 市及び事業者は、第 3 項の定めるところに従い秘密情報を第三者に開示する場合には、当該第三者が法令上守秘義務を負う場合を除き、当該第三者に対し前各項と同様の秘密保持義務を課すものとする。

6 市は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(著作権等)

第 77 条 事業者は、市に対し、市の裁量により、本事業期間中及び本事業期間終了後も、次に掲げる行為を行うことを無償で許諾するものとする。

- (1) 市が新規施設の内容を公表すること。
 - (2) 新規施設、実施設計図書、その他事業者が本契約に基づきその債務として作成した成果物（以下「成果物」という。）で事業者が著作権その他の権利を有するものを利用すること。
- 2 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (1) 新規施設の内容を公表すること。
 - (2) 新規施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

（著作権の侵害防止）

- 第 78 条 事業者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

（知的財産権）

- 第 79 条 事業者は、本事業において特許権その他知的財産権の対象となっている技術等を使用する場合、自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、市がその使用を指定した場合（入札説明書等において指定したものは除く。）、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、市と事業者との間の協議においてこれを定めるものとする。

（株式等の発行制限）

- 第 80 条 事業者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得た場合を除き、本契約成立日時点で事業者の株主である者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行してはならない。

（権利等の譲渡制限）

- 第 81 条 事業者は、本契約に基づき市に対して有する債権の全部又は一部について、第三者に対する譲渡、質権設定その他の処分をすることができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、本契約その他本事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者の兼業禁止)

第 82 条 事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第 83 条 市又は事業者が、本契約に基づき行うべき支払いを遅滞した場合には、未払い額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（1 年を 365 日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付したうえで支払うものとする。

(要求水準書の変更)

第 84 条 市は、設計変更及び第 64 条の場合を除き、次の各号所定の事由が生じた場合、次項に定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更される時
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更される時
- (3) その他業務内容の変更が必要と認められる時

2 要求水準書の変更は、次の各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号所定の通知受領後 20 日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、前号所定の意見書を期限内に受領しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を事業者へ通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
- (5) 要求水準書の変更に伴い、本契約に基づく事業者への支払い金額を含め本契約の変更が必要となる時、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

(管轄裁判所)

第 85 条 本契約に関する紛争は、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 86 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に

関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(その他)

- 第 87 条 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行うものとする。なお、市及び事業者は、当該請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、本事業期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知するものとする。
- 2 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、実施設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
 - 5 本契約上の期間の定めは、民法及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。
 - 6 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈される。
 - 7 本契約に定めるところに従って事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定するところに従うものとする。
 - 8 本契約に定める指定日又は期限満了日が開庁日（小山市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除いた日をいう。以下同じ。）でない場合には、当該指定日又は期限満了日は翌開庁日となるものとする。

[以下余白]

別紙1 事業日程

1	実施設計図書の提出期限	令和 [] 年 [] 月 [] 日
2	工事着工予定日	令和 [] 年 [] 月 [] 日
3	新規施設の引渡予定日	令和6年3月31日
4	維持管理・運營業務開始予定日	令和6年4月1日
5	契約終了日（維持管理・運營業務終了日）	令和26年3月31日

別紙2 事業者等が付保する保険

事業者は以下の条件を満たす保険を、事業者の費用負担において付保するものとするが、保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとする。

1 建設期間

○建設工事保険

保険の対象：新規施設の建設工事

補償額：新規施設の再調達価格相当額

保険期間：新規施設の建設工事着工日～新規施設の市への引渡日

被保険者：事業者又は建設企業

○第三者賠償責任保険

保険の対象：新規施設の建設工事の遂行に起因して、第三者及び第三者の所有する財物に対する損害が発生したことによる、法律上の損害賠償責任（応急手当、護送、緊急措置等に要した費用を含む。）

補償限度額：対人…1億円以上／人、10億円以上／事故

対物…1億円以上／事故

保険期間：新規施設の建設工事着工日～新規施設の市への引渡日

被保険者：市、事業者又は建設企業

2 維持管理・運営期間

○維持管理・運營業務における賠償責任保険

保険の対象：事業者の維持管理・運營業務に起因して第三者及び第三者の所有する財物並びに本施設に損害が発生したことによる、法律上の損害賠償責任

補償限度額：対人…1億円以上／人、10億円以上／事故

対物…1億円以上／事故

保険期間：新規施設の市への引渡日～事業契約終了日

被保険者：市、事業者及び維持管理・運営企業とし、交叉責任担保特約を付保する。

○普通火災保険

保険の対象：新規施設

補償額：新規施設の再調達価格相当額

保険期間：引渡日の翌日から事業終了日まで

被保険者：事業者又は維持管理企業

※上記以外の保険の付保については、事業者の提案により付保するものとする。

別紙3 サービス購入料の構成及び支払方法

※入札説明書別紙1及び同別紙4に基づき記載する。

別紙4 不可抗力による費用等の負担割合

(1) 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業の実施について費用等（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙4（不可抗力による費用等の負担割合）において同じ。）が発生した場合、当該費用等の額が設計・建設期間中に累計でサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2（ただし、割賦金利相当額を除く。）の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。

(2) 新規施設の引渡日以降

新規施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本事業の実施について費用等が発生した場合、当該費用等の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入料B-1及びサービス購入料B-2の1事業年度分の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。

別紙5 法令等の変更による費用等の負担割合

	市負担割合	事業者負担割合
(1) 法制度に関するもの		
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす 法制度の新設・変更	100%	0%
② ①以外の法制度の新設・変更	0%	100%
(2) 税制度に関するもの		
① 消費税及び地方消費税の範囲及び税率の 変更	100%	0%
② ①以外の税制度の新設・変更	0%	100%

別紙6 保証書の様式

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、【 】（以下「事業者」という。）が小山市（以下「市」という。）との間で締結した令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第1条の債務（以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、本事業契約第35条に基づく事業者の市に対する債務を、事業者と連帯して保証する。

第2条（通知義務）

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

保証人：

別紙7 維持管理・運營業務のモニタリング及び減額の方法と基準

※入札説明書別紙2に基づき記載する。

別紙8 サービス購入料の改定方法

※入札説明書別紙3に基づき記載する。

別紙9 個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 事業者は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約に係わる業務の実施にあたっては、小山市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 事業者は、本契約による事務の処理に従事している者(以下「事務取扱担当者」という。)に対して、在職中及び退職後においても本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3条 事業者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を本契約の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 事業者は、本契約による業務に関して保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事務取扱担当者を明確にするとともに、次項に規定する管理責任者と事務取扱担当者に対し、本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

3 事業者は、本契約による業務に関して特定個人情報を取り扱う場合は、第1項に規定する保有個人情報の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項について、管理体制(変

更) 報告書(別記様式)により市に報告しなければならない。

- (1) 管理責任者の氏名、所属
- (2) 作業場所

4 事業者は、本契約による業務に関して特定個人情報を取り扱う場合は、この規定の定めるところによるほか、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」を遵守しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第6条 事業者は、本契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報は、市の承諾なしに庁外その他前条にて報告された作業場所以外に持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 事業者は、市の承諾によらず、本契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記載された資料等を本契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 事業者は、本契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記載された資料等(当該資料を複写し、又は複製したものを含む)を、この業務完了後直ちに市に返還しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。なお、事業者は、特定個人情報及び個人番号を自ら収集するものではない。

(資料等の廃棄等)

第9条 事業者は、本契約による業務を処理するために自ら収集し、又は作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、個人情報が記録された資料等を确实かつ速やかに廃棄し、又は市に引き渡すものとする。

(再委託の禁止)

第10条 事業者は、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 事業者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、この規定と同様の措置を当該第三者に講じさせるものとする。この場合において、事業者は、第三者の当該業務に関する行為について、市に対し全ての責任を負うものとする。

(事故発生時における報告)

第11条 事業者は、この個人情報及び特定個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

(報告)

第12条 市は、事業者が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に報告を求め、又は調査することができる。

(指示)

第13条 市は、事業者が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱が不相当と認められる時は、事業者に対して必要な指示を行うことができる。

(漏えい等による損害の賠償)

第14条 事業者は、本契約による業務に関して保有する個人情報の漏えい等により、市及び第三者に生じた一切の損害を賠償する。

様式

令和 ()年 月 日

管理体制（変更）報告書

小山市

下水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 様

事業者

所在地

代表者

㊞

小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 事業契約書第73条、同別紙9（個人情報及び特定個人情報取扱特記事項）第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します

記

1 業務名

2 管理責任者

設置日又は変更日	氏名	所属
令和 ()年 月 日		

3 作業場所

設置日又は変更日	令和 ()年 月 日

見取り図がある場合は、添付すること。

以上